

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択要件の緩和

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（事業主体：都道府県）

【事業内容】

風水害、震災等により新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に崩壊防止工事を実施するもの

【現行】

- ①斜 面：自然斜面を対象
- ②が け 高：10m（人家等に実際の被害があった箇所は5m）以上
- ③保全対象：人家5戸以上、又は公共的建物のうち重要なもの
- ④事 業 費：1箇所の事業費が1,500万円以上であること



【特例措置】

- ①斜 面：人工斜面（宅地擁壁等）も対象
- ②が け 高：10m（人家等に実際の被害があった箇所は5m）以上
- ③保全対象：人家5戸以上、又は公共的建物のうち重要なもの
- ④事 業 費：1箇所の事業費が1,500万円以上であること
- ⑤そ の 他：ライフライン等の公共施設等（河川、水路、道路、鉄道、公園、水道施設、電気・ガス供給施設、避難路、避難場所等）に被害のおそれがあること



平成28年熊本地震の特例措置事例

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（事業主体：市町村）

【事業内容】

激甚災害に伴い崩壊等が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に崩壊防止工事を実施するもの

【現行】

- ①斜 面：自然斜面を対象
- ②が け 高：5m以上
- ③保全対象：人家2戸以上、又は公共的建物
- ④事 業 費：1箇所の事業費が600万円以上であること



【特例措置】

- ①斜 面：人工斜面（宅地擁壁等）も対象
- ②が け 高：5m以上
- ③保全対象：人家2戸以上、又は公共的建物
- ④事 業 費：1箇所の事業費が600万円以上であること
- ⑤そ の 他：ライフライン等の公共施設等（河川、水路、道路、鉄道、公園、水道施設、電気・ガス供給施設、避難路、避難場所等）に被害のおそれがあること



平成28年熊本地震の特例措置事例